

さあ、見直そう 新たなりスク

みんなでチャレンジ
元気な職場

労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント

活用しよう

事業場の安全衛生の改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

こんな時に

労働安全コンサルタント/ 労働衛生コンサルタントの活用を!



- 労働災害が発生したとき、再発防止対策をたてるとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関するこ

労働安全衛生法第88条第1項による届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所(建設業の場合は店社)が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度(法88条第1項ただし書き)については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。

労働安全コンサルタント/
労働衛生コンサルタントを
活用すると、
こんなメリットが
生まれます

社内では得がたい安全衛生の専門家の
指導を受けることができます。

機械のフェールセーフ化など専門的な
安全衛生技術指導を受けることができます。

社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らか
にし、有効かつ効果的な方法を教えてくれます。

必要なときに、必要な事項について頼むこと
ができるので、効果的な対応ができます。

経営に役立つ安全衛生管理を教えてくれ
ます。



CSP労働安全コンサルタント、 COH/CIH労働衛生コンサルタントとは?

CSP労働安全コンサルタント

* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

* COH(Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度な専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

是正勧告が出され、危険予知活動の一層の定着を図る!

安全衛生管理上の問題点

●監督署からの「是正勧告書」の要旨

- ①フォークリフトの「フォークを作業床」として使用したこと。(法第21条第1号 則第151条の14)
 - ②「作業計画書」を定めていないこと。(法第21条第1号 則第151条の3第1項)
 - ③「安全衛生委員会」における議事を周知していないこと。(則第23条3項)
- 「法条項に係る法違反について、所定の期日までに是正しない場合は、送検する」とあり、法令の周知、理解が必要となりました。

●監督署からの「指導書」の要旨

- ①フォークリフトの「作業開始前の点検」を実施すること。
- ②フォークリフトの「作業手順書」(非定常時・緊急時を含む)の周知をすること。
- ③「リスクアセスメント教育」の実施をすること。
- ④外国人労働者(母国語を併記すること)、派遣労働者への安衛教育・合図等を定期的に実施をすること。

●労働安全コンサルタントの気づき事項

- 労働安全コンサルタントは、工場長、安全管理者、衛生管理者らと打ち合わせをした結果、次の3点も気になりました。
- ①フォークリフト以外に「クレーン」についても「開始前・月次・年次点検」が該当すること。
 - ②構内下請け業者との「安全衛生協議会」が開催されていないこと。
 - ③「ヒヤリハット活動」が低調であること。

A社(社員数100余名)は、大型メッキ場、パイプ専用メッキ場など生産ラインを併せ持ち、鋼管、大型構造物から小型構造物まで、幅広い品種を製造していました。

A社では、10月に「フォークリフト災害(休業4日以上)」が発生し、11月に所轄の監督署から「是正勧告書」「指導書」が出され、B労働安全コンサルタントはアドバイスの依頼を受けました。

診断指導の内容、改善計画

監督署、その他の指摘事項に対し、「黙認を返上し、真剣に取組まなければならない」と決意し、安全衛生委員会で提言をしました。

●リスクアセスメントの充実!

安全衛生委員会で気づいたのは、現在実施している「KY活動」の他に、「リスクアセスメント」が考慮されていなかったので、後日その解説をしました。

●外国人労働者の教育

特に強調したのは、外国人労働者の教育です。参加者氏名の「代筆のカタカナ」が目立つことでした。これを「直筆」にすること。「出勤簿」でもあるので、「代筆は改ざんとなります。

●「外国人労働者の把握」と「事故の型分類コード表」の解説

①様式第23号「労働者死傷病報告書」を理解しよう

②「コード表」の項目を把握し、「活動」への基礎にしよう。

●「能力向上教育」をなおざりにしないこと

●「安全衛生協議会」を充実させよう

安全衛生委員会で、次の提言をしました。

安衛法第30条の2では、「製造業の元方事業者に対し、混在作業によって生じる労働災害防止をするため“作業間の連絡調整の実施”を義務付け」とある。そのため「安全衛生協議会」の取組みを充実させなければならないと力説しました。

改善の効果

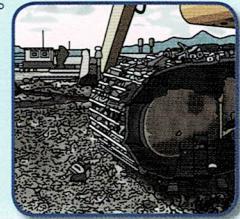
●「監督官」の立ち合い、現場巡回に同行

B労働安全コンサルタントもオブザーバーとして参加しました。監督署から主任監督官と監督官2名が来られ、立会者は工場長、安全管理者、衛生管理者で、工場長らの対応は、極めて適切で監督官にも好印象を与えたと思います。

●B労働安全コンサルタントの気付いた所感

- ①指摘事項の各フォークリフトの「作業開始前」「月次」「年次」点検の実施記録と「作業計画書」の提示。
- ②「有資格者リスト」は、識別もきちんと分かりやすい。
- ③各クレーン、フォークリフトの運転者氏名(正)(副)の表示の確認。
- ④散見した停車中の車両・フォークの輪止めは、100%励行されていた。
- ⑤部署ごとの「ヒヤリハット報告」は、生きた情報で、安全衛生委員会を活発にさせた。

* 指導期間は、「新型コロナ」が流行した時期もあり、「自己の安全と健康」は重要なテーマであり、今後も継続しなければならないこと再確認しました。



労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。平成30年3月にはISO45001も発行され、これに伴いJISQ45001,45100も発行されました。更には国のMS指針もこれに対応すべく一部改正されました。

このためには、システム構築とパフォーマンスの向上について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの指導が最も適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご照会下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントが会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣（当時）に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 每年6月1日から6月30日

準備月間 每年4月1日から5月31日

後 援

厚生労働省
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業木材製造業労働災害防止協会

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
全国社会保険労務士会連合会
公益社団法人 日本技術士会
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

一般社団法人 日本ボイラ協会
一般社団法人 日本クレーン協会
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人 産業安全技術協会
一般社団法人 仮設工業会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本作業環境測定協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

実 施 者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
本会都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。